

ブロックチェーン・アドレスの誤りによる誤移転に関する処理ガイドライン

内容	備考
<p>1. 目的</p> <p>本処理方針は、大阪デジタルエクスチェンジが運営するセキュリティトークンの私設取引システム（以下、START という。）における売買取引の決済に係るセキュリティトークン（以下、「ST」という。）の受渡し（移転先）ブロックチェーン・アドレス（以下、「BA」という。）の誤りにより、決済対象の ST が、本来受け渡しを受けるべき者と異なる者（以下、「無権利者」という。）に移転された場合の基本的な対処方針を定め、もって START における売買取引の安定性を図ることを目的とする。</p> <p>2. 前提</p> <p>① 発行段階（プライマリー・マーケット）におけるブロックチェーン上の新規記録は正しく行われたとして、START における取扱いを開始する。</p> <p>② START における売買取引に係る ST の決済は、取引参加者のオムニバス口座間で実行される。</p> <p>③ 取引参加者の全顧客が、当該取引参加者に対して自己が保有する ST を保護預かりに供している。</p> <p>3. 誤った BA へ移転が生じたことを認識した時の取引参加者の基本的な対処方針</p> <p>決済対象となる ST につき誤った移転を行った取引参加者は、無権利者による保有状態を是正するため及び安定的な決済履行のために、直ちに各ブロックチェーン・プラットフォームの定めるブロックチェーン上の移転記録の訂正権限を有する者に対して移転記録の訂正依頼を行い、正規の状態に回復させる。</p> <p>4. 取引参加者のオムニバス口座間の移転</p> <p>① 各取引参加者間において決済の受渡しを実行前に移転先となる受け方のオムニバス口座の BA の</p>	<p>・オムニバス口座とは、取引参加者が自社の顧客の注文を START に取次ぎ売買取引を実行する際に、全顧客を包括的に代表する口座を通じて発注、約定及び約定後の処理を一元的に行うための当該口座をいう。</p> <p>・移転記録の訂正手続きについては、各ブロックチェーン・プラットフォーム運営者の定めによる。</p>

内容	備考
<p>再確認を実施する。また、定期的取引参加者間でオムニバス口座の BA の再確認を実施する。</p> <p>② 基本的には決済予定明細の照合過程で ST の移転異常は発見できるため、発見した者（通常は受け方取引参加者）は、その旨を相手方となる取引参加者（通常は渡し方取引参加者）に対して直ちに連絡する。連絡を受けた取引参加者は、直ちに項番 3 に定める手続きを実行する。</p> <p>③ 決済時限以降に ST の移転異常を発見した場合は、当該決済についてはフェイルとして取り扱い、速やかに移転記録の訂正を行った上で、フェイル解消の手続きを実施する。</p> <p>④ 何らかの要因で ST の移転記録の訂正を行えない場合は、過誤訂正として扱い資金についても振り戻しを行う。</p> <p>5. 各取引参加者のオムニバス口座と顧客口座間の移転</p> <p>① 各取引参加者は、自社の顧客管理システム上の顧客の預かり ST 残高とブロックチェーン上のリコンサイルを定期的実施し、不一致が生じた場合には速やかに原因究明を行い、無権利者の顧客への ST の移転や無権利者からの売り注文の約定による第三者への ST の移転を生じさせないように努めるものとする。</p> <p>② 仮に無権利者への移転が生じた場合は、 (ア) 無権利者からの ST の移転を受けた第三者については、その者が善意無過失である限り、民法や証券関連法規等で定められる善意取得と同等の扱いとして、当該移転は有効に実行されたものとして取り扱う。 (イ) 当該無権利者に対しては、無権利者を生む起因を生じさせた取引参加者の責任において、 A) 本来、当該 ST を受け取るべき者に対して、損害賠償を行う。 B) 当該無権利者に対して、不当利得返還請求を行う。 などの対応を取るものとする。</p> <p>③ 買付顧客が日計り商い（セキュリティトークン清算・決済規程施行規則第 3 条第 5 項第 3 号の定めによる。）を行っている場合に、当該買付顧客に対して BA 誤りによってセッション 1 に買い付けた ST が移転されない場合、決済がフェイルとなる可能性があるが、この場合は、項番 3 に定める移転記録の訂正を可及的速やかに実行し、極力、フェイルを回避するものとする。なお、決済時限に間に合わなかった場合は、フェイルとして処理するものとする。</p>	<p>・本取扱いについては、各取引参加者が顧客と締結する約款等で同意を得るものとする。</p> <p>・不当利得返還請求を実施するかどうかは、無権利者を生む起因を生じさせた取引参加者の判断とする。</p>

附則

- 1 主管は決済管理部とする。
- 2 2023年10月25日に制定し、2023年10月25日から施行する。
- 3 2025年6月16日に改訂し、2025年6月16日から施行する。